

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
公益社団法人日本アイソトープ協会	放射線障害防止教育訓練講習受託料	173,520	-	平成25年8月30日	-	公社	国所管
公益財団法人日本医療機能評価機構	産科医療補償制度掛金	8,130,000	-	平成25年4月30日 平成25年5月31日 平成25年6月28日 平成25年7月31日 平成25年8月30日 平成25年9月30日 平成25年10月31日 平成25年11月29日 平成25年12月27日 平成26年1月31日 平成26年2月28日 平成26年3月31日	-	公財	国所管
公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	平成25年度会費 肺移植施設・心臓移植施設・HLA検査施設(法人会費)	500,000	500,000	平成25年6月28日	移植施設である当センターが臓器提供を受けるため。	公社	国所管
公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	脳死下臓器提供の費用配分	16,014,680	-	平成25年4月30日 平成25年5月31日 平成25年9月30日 平成25年10月31日 平成25年11月29日 平成26年1月31日 平成26年2月28日 平成26年3月31日	-	公社	国所管
公益財団法人日本適合性認定協会	臨床検査室維持料	1,144,500	-	平成25年11月29日	-	公財	国所管
公益財団法人日本適合性認定協会	臨床検査室適合性認定審査料	1,144,500	-	平成26年1月31日	-	公財	国所管

【記載要領】
(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。
(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。
※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。